病院規定文書

文書名：院内感染対策指針

2014年10月1日　制定
2016年10月1日　改訂
2018年3月16日　改訂
2022年1月11日　改訂
（ 第4版 ）

社会医療法人　雪の聖母会
聖マリアヘルスケアセンター　院内感染防止委員会

文書番号
33000-ＨＳ-00001-17500

（主　旨）

第１条　聖マリアヘルスケアセンター（以下「病院」という。）は、病院理念に基づき、患者および病院従業員（以下「病院職員」という。）に、適切かつ安全で質の高い医療環境を提供するため、院内感染防止および感染制御の対策に取り組むため下記に掲げる基本的事項を実践する。

（院内感染対策に関する基本的な考え方）

第２条　院内感染の予防に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため、組織の有効活用、職員一人一人のマニュアルの遵守等を徹底し、院内感染対策に邁進する。

（院内感染防止委員会およびその他の組織の基本的事項）

第３条　院内感染対策の周知および実施を迅速に行うため、病院内の各部門からの代表者で構成する組織横断的な委員会を次のとおり設置する。

１.院内感染防止委員会：病院における院内感染対策に関する意志決定機関として、毎月１回会議を行い、感染対策に関する事項を検討する。

２.リンクスタッフ会（以下「ＬＳ会」という。）：各部門（外来、病棟）に感染管理部門担当者（ＬＳ）を設置し、部門内での感染管理を遂行する。

（職員研修に関する基本的方針）

第４条　院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図るために研修会を開催し、併せて病院職員の感染対策に対する意識向上を図る。

１．職員研修として、全病院職員を対象に定期的または必要に応じて随時開催する。職員は１年に２回は受講することを決まりとする。

（院内感染発生状況の報告に関する基本的方針）

第５条　耐性菌、市中感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染症の発生状況を院内感染防止委員会および朝の連絡会を通じて全病院職員に速やかに周知する。

（院内感染発生時の対応に関する基本的方針）

第６条　院内感染発生時は、院内感染の発生した部署（以下「発生部署」という。）の病院職員が直ちに感染管理担当看護師に連絡し、感染管理担当看護師はその状況および患者への対応等を病院長ならびに院内感染防止委員会に報告する。

２.発生部門の病院職員および院内感染防止委員会は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施する。

３.院内感染に対する改善策の実施結果は、院内感染防止委員会を通じて速やかに全病院職員へ周知する。

（患者への情報提供と説明に関する基本的方針）

第７条　本指針は、患者または家族が閲覧できるものとする。

1.広く患者等へ本院の感染対策に対する考え方を周知するために、本指針を本院ホームページに掲載し、公開する。

（病院における院内感染対策推進のための基本方針）

第８条　院内感染対策の具体的実施法に関しては別途マニュアルを作成する。また必要に応じ、マニュアルの改訂を行う。

２.病院職員は、院内感染対策および感染症の治療法等感染に関することで不明なことがあれば、院内感染防止委員会へ連絡し、共同して対処する。聖マリアヘルスケアセンター院内感染防止委員会だけで解決できない事項がある場合には、聖マリア病院感染制御科に相談することが出来る。

２０１４年１０月１日制定

２０１６年１０月１日改訂

変更記録

第３条１：聖マリア病院との合同委員会に関する記述を削除

第３条２：感染制御チーム（ICT）に関する記述を削除

第５条：診療部長連絡会を朝の連絡会に変更

第５条２、３：削除

第６条：CNIC を感染担当看護師に変更、ICT に関する記述を削除

第６条２：CNIC 及び ICT を院内感染防止員会に変更

第８条２：感染制御科を院内感染防止委員会に変更、聖マリア病院感染制御科への相談に関する記載を追加

２０１８年3月１６日改訂

第３条：聖マリア病院との合同委員会に関する記述を削除

２０２２年１月　　改訂

第８条：定期健康診断に関する記載を削除